

第 5 章 計画の推進

1 推進体制

(1) 真岡市環境審議会

市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定や見直しなどについて審議及び答申を行います。また、専門的な知見から、環境基本計画の年次報告書について評価や意見・提言を行います。

(2) 真岡市環境基本計画推進会議

庁内での本計画に基づく施策の総合調整を行うとともに、計画の進捗状況を把握し、目標の達成状況の点検・評価を行います。

(3) 各主体との連携

本計画の推進には、市民、事業者、行政の協働による取り組みが必要です。そのため、市は本計画の周知に努め、また、「もおか環境パートナーシップ会議」をはじめ、市内の環境保全団体や事業所などとの連携を図ります。

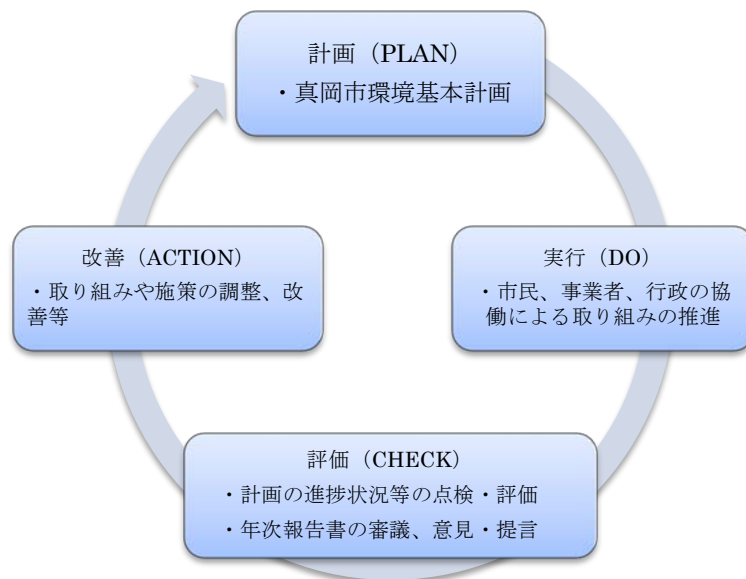
(4) 周辺自治体等との連携

河川の水質調査、廃棄物対策、地球環境問題など広域的な対応が必要な環境問題に対しては、国、県、周辺自治体等と連携・協力して効果的な取り組みを行います。

2 進行管理

(1) 計画の進行管理

計画の進行管理は、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のPDCAサイクルの手法によって進め、計画の進捗状況の点検・評価と、取り組みや施策の改善等により、効果的な計画の推進を図ります。



(2) 年次報告書の作成、公表

「真岡市環境基本計画推進会議」は、本計画の進捗状況や目標達成状況を点検・評価し、その結果を年次報告書（真岡市の環境）として取りまとめ、「真岡市環境審議会」に報告します。

「真岡市環境審議会」は、年次報告書について評価するとともに、課題や取り組み方針等についての意見・提言をします。

年次報告書は、市のホームページにおいて公表し、市民や事業者への周知を図ります。

(3) 環境に関する調査・研究

多様化する環境問題への対応や、本市の自然環境を保全していくためには、その基礎となる情報の集積が重要です。

そのため、専門機関、研究機関等との連携を含め、環境に関する調査・分析・研究等の充実を図っていくとともに、市民参加によるモニタリング調査の実施の体制整備に努めます。